

世田谷区嘱託栄養士(代替)募集要領

1 職務内容 栄養業務の補助に関すること

2 応募資格 管理栄養士の資格を有し、栄養士業務に係る実務経験が1年以上ある方
以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

3 勤務条件

(1) 任用期間 令和8年10月1日～令和9年3月31日まで

※ 欠員が生じている期間を限度とした任用となります。

※ 勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度任用する制度があります。

(2) 勤務日数 月16日

(3) 勤務時間 1日7時間45分 午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩時間1時間あり）

※ 原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。

(4) 勤務場所 総合支所保健福祉センター健康づくり課、世田谷保健所健康推進課、国保・年金課等

(5) 報 酬 報酬月額 [228, 662 円]（地域手当（相当する報酬）を含む）

期末手当 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給

※交通費別途支給（月額上限55,000円）

(6) 社会保険等 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

(7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。

(8) 休 日 原則、土曜日・日曜日・祝日

(9) 休 暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

(10) そ の 他 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4 募集人数 若干名

5 選考方法 第1次選考 書類選考 第2次選考 面 接

※ 令和8年8月20日（木）午後（予定）

6 選考結果 第1次選考結果は、可否に関わらず全員の方に郵送します。8月14日（金）を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

7 申込方法

『世田谷区嘱託栄養士（代替）採用選考申込書兼履歴書（写真を貼付）』『管理栄養士免許証（写し）』『世田谷区における勤務経歴等確認票』を8月5日（水）【必着】までに世田谷保健所健康推進課へ持参または郵送してください。

郵送申込：令和8年7月27日（月）～令和8年8月5日（水）【必着】

持参申込：上記申込期間の月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時

※ ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

8 身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

【お問い合わせ先】世田谷保健所健康推進課栄養担当

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1

城山分庁舎2階

電話：5432-2440（直通）